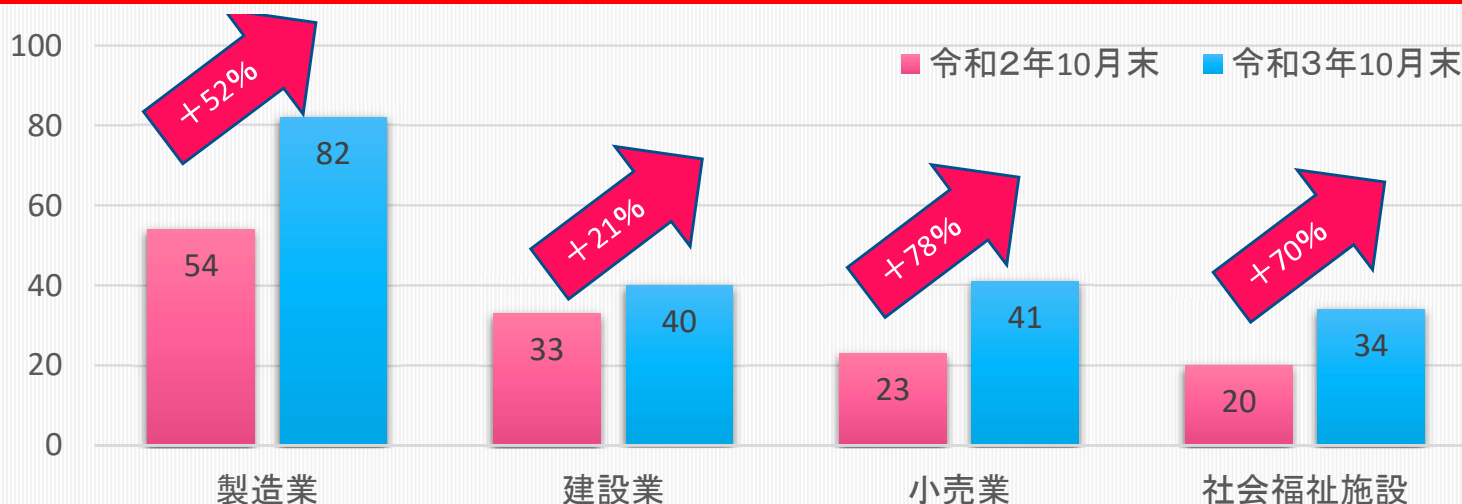


広島北労基署ニュース

お知らせ

労働災害が増加しています！！

主に次の4業種で災害が大幅に増加しています。



年末年始無災害運動に取り組みましょう。



当署では、管内（安佐南区、安佐北区及び山県郡）における休業4日以上の労働災害（COVID-19を除く）が急増しています。本年10月末日現在、308件（前年同期比245件、25.7%増加）の労働災害が発生しており、非常に憂慮すべき状況です。

これから年末年始の繁忙時期を迎えますが、各事業場におかれましては、経営トップによる安全衛生方針の表明、職場パトロールの実施等「年末年始無災害運動実施要領」に基づき労働災害撲滅のための取り組みを引き続きお願いします。

広島北労働基準監督署長

広島県特定最低賃金（8産業）が改訂されます。

広島県最低賃金の改定（時間額899円、28円引上げ）に引き続き、12月31日から県内8産業の特定最低賃金を改定します。

詳細は広島労働局HPでご確認ください。

広島労働局

広島県特定（産業別）最低賃金 （業種名は「日本標準産業分類」による）	時間額	発効年月日	上記④の特定の職業業務
広島県製造業、採掘、建設業、運輸郵便業、その他の製造業最低賃金 ※本表に上らない業種等を除く	995円	令和3年 12.31	
広島県製造業・建設業金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金 ※製造業を含む	944円	令和3年 12.31	本表において手工業又は小規模製造業を指して行う業務、はんだ付け、かえり取り、組ばり取り又ははさみ等の業務
広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 ※建設業・船舶・トラック製造業を除く	958円	令和3年 12.31	本表において手工業又は小規模製造業を指して行う業務、はんだ付け、かえり取り、組ばり取り又ははさみ等の業務
広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 ※電気通信機械器具製造業を除く	924円	令和3年 12.31	製品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は半工具用又は小型電動工具を用いて行う業務、かえり取り、組ばり取り、かき、組立、組付け又は小規模品の組立て又は組入れの業務
広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	938円	令和3年 12.31	本表において手工業又は小規模製造業を指して行う組立て又ははんだ付けの業務
広島県船舶製造・修繕業、船舶修繕製造業最低賃金	977円	令和3年 12.31	本表において手工業又は小規模製造業を指して行う業務、はんだ付け、かえり取り、組ばり取り又ははさみ等の業務
広島県各種商品小売業最低賃金 ※衣衣店にわたる商品を小売するもので、その性格上いづれが生きたる販売品であることが判別できない事業所（百貨店、総合スーパー等）	903円	令和3年 12.31	倉庫番、検品付けの業務
広島県自動車小売業最低賃金 ※二輪自動車（原動機付自転車）を含む	930円	令和3年 12.31	

みんなチエツク！
最低賃金。

会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど、働くすべての人のために。

広島県 最低賃金

令和3年
10月1日から
[時間額]

899円 ^{28円UP}

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金に関するお問い合わせは広島県労働局または広島市の労働局にお願いします。

広島労働局ホームページアドレス: <http://labour.hiroshima.go.jp/>

厚生労働省

労災保険の特別加入の対象が追加されました(R3.9.1～)

ITフリーランスの皆さまへ

令和3年9月1日から
労災保険に特別加入できるようになります

労災保険の特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

特別加入のメリット

労災保険に特別加入すると、仕事中や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等をした場合、補償を受けられます。

給付内容

労災保険給付では、以下のような給付金が支給されます。

- ケガ等の治療費などの療養費
- ケガ等で休業する際の休業期間の給付
- 治療後に障害が残った場合の給付
- お亡くなりになった場合の遺族への給付 等

ITフリーランスの対象範囲

原則として以下の業務・作業をされる方が対象です。

- 情報処理システム^{※1}の設計、開発^{※2}、管理、監査、セキュリティ管理
- 情報処理システム^{※1}に関する業務の一体的な企画
- ソフトウェアやウェブページの設計、開発、管理、監査、セキュリティ管理、デザイン
- ソフトウェアやウェブページに関する業務の一体的な企画その他の情報処理

※1 ネットワークシステム、データベースシステムおよびエンバッドシステムを含む
※2 プロジェクト管理を含む

具体的にはこのような方が対象です

- ITコンサルタント
- プロジェクトマネージャー
- プロジェクトリーダー
- システムエンジニア
- プログラマー
- サーバーエンジニア
- ネットワークエンジニア
- データベースエンジニア
- セキュリティエンジニア
- 運用保守エンジニア
- テストエンジニア
- 社内SE
- 製品開発/研究開発エンジニア
- データサイエンティスト
- アプリケーションエンジニア
- Webデザイナー
- Webディレクター

等

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

自転車を使用して貨物運送事業を行う皆さまへ

令和3年9月1日から
労災保険に特別加入できるようになります

労災保険の特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

特別加入のメリット

労災保険に特別加入すると、仕事中のケガ、病気、障害または死亡等をした場合、補償を受けられます。

※貨物運送事業は通勤災害の保険の対象ではありませんが、事業の範囲内で自転車を運転する作業、貨物の積卸し作業とこれに関連する行為で被災した場合は通勤災害として認定されます。

給付内容

労災保険給付では、以下のような給付金が支給されます。

- ケガ等の治療費などの療養費
- ケガ等で休業する際の休業期間の給付
- 治療後に障害が残った場合の給付
- お亡くなりになった場合の遺族への給付 等

対象範囲

これまで、自動車及び原動機付自転車を使用して貨物運送事業を行う者を、一人親方等として特別加入の対象範囲としていましたが、令和3年9月1日からは、自転車を使用して貨物運送事業を行う者も、特別加入の対象になります。

既存の特別加入団体における留意事項

すでに該事業者または貨物の運送の事業に係る特別加入団体として都道府県労働局長より承認を受けている団体は、令和3年9月1日から自転車を使用して貨物運送事業を行う者を団体の構成員として特別加入手続をすることができます。

ただし、当該団体が置すべき業務災害の防止に関する措置が、自転車に対応した内容になっていない場合は、変更届の提出に併せて、自転車に対応した業務災害防止措置を記載した書面の提出が必要となります。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署